

京都市告示第635号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年3月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
羽束師35号線	伏見区羽束師菱川町656番地地先から	旧	メートル 141.10	メートル 2.30 ~3.00
	同町529番地の2地先まで	新	141.10	5.64 ~7.30

(建設局土木管理部道路明示課)